

新型インフルエンザ対策に関する提言 概要版

—国民の健康と安全確保に向けて実効ある対策を—

2008年6月17日
(社)日本経済団体連合会

はじめに

新型インフルエンザ発生可能性の高まり、発生は社会生活に甚大な影響を及ぼす
これまでの政府の新型インフルエンザ対策のみを拠り所としては、企業が「社員・家族の
安全確保」「社会機能維持・事業継続」の課題を達成することは困難
国家の危機管理は最重要な政策課題であり、対策の一層の充実・強化が早急に必要

1. 国民の健康と安全確保に向けて

- (1) 国民すべてにパンデミックワクチンを早期に接種するための環境整備
国は、ワクチン製造技術の確立、製造設備への投資などを支援 研究開発等に一層注力
- (2) 抗インフルエンザウイルス薬の国家備蓄の促進
現状の備蓄は全国民の約2割程度、在留邦人向けもあわせ国内外で備蓄拡大が必要
- (3) プレパンデミックワクチンの接種対象者の拡大
プレパンデミックワクチンの開発・改良に注力
有効性・安全性を確認後、社会機能維持者以外の希望者にも接種する環境を整備
- (4) 抗インフルエンザウイルス薬の企業備蓄ならびに予防目的での特例的投与の許可
海外出張者が予防目的で携行する際には医師の処方箋なしで投与
- (5) 新型インフルエンザ症状のある者への対応方法に関する情報提供
地域毎の対策の早期策定、社内発症時の連絡先・搬送先などの情報を提供

2. 社会機能の維持と事業継続に向けて《対策本部が司令塔となり情報発信、対処方針の指示が不可欠》

- (1) 産学官の連携による検討体制の創設
被害想定(欠勤率や社会インフラの機能状況など)の検討と共通認識に基づく対策を協議
政府内に相談窓口を設置
- (2) 事業自粛要請や帰国勧告の発動要件の明確化
パンデミック時には事業縮小・停止、帰国を命じることを共通認識化
- (3) パンデミック時の法令遵守の考え方の明確化
少人数による業務遂行の際の法令の弾力的運用(労基法、法定点検など)
感染者の個人情報保護に関する考え方の整理
- (4) 事業者の安全配慮義務についての考え方の整理
パンデミック時に出勤を命じる場合の対策のあり方の判断基準
- (5) 食品製造・販売に際しての注意事項などの明確化
ウイルスの特性を踏まえた配慮事項
- (6) 政府の新型インフルエンザ対策の国内外での説明、周知
在外公館における統一的な説明

3. 海外にいる在留邦人への配慮

政府は、新型インフルエンザをめぐる状況把握に努め早期に正確な情報を提供
停留施設の確保、帰国子女の学校での受け入れ体制の明確化

おわりに

関係者は一丸となって強い危機感を共有し、対策に取り組んでいくべき
日本経団連としても、企業に対する情報提供など各社の対策に資する活動を実施